資料１－１

令和８年10月９日

各圏域地域医療構想調整会議会長　様

広　島　県　健　康　福　祉　局　長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
医　療　政　策　課

第８次広島県保健医療計画の見直しに伴う「外来医療に係る
医療提供体制の確保に関する事項」に係る圏域での協議について（依頼）

平素より本県の保健医療の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、第８次広島県保健医療計画については、現在、各分野で計画の中間見直し作業が進められています。

このたび、県内の各市郡地区医師会や市町に対してアンケート調査を実施し、関係データ等と併せて、添付資料「外来医療機能に関するアンケート調査結果」のとおり、とりまとめを行いました。

ついては、計画素案作成にあたり、「地域で不足する外来医療機能」などについて、協議を行っていただき、圏域における協議結果を別紙「整理表」により、11月30日（月）までに回答してください。

なお、協議結果を踏まえて広島県保健医療計画の本編に記載しますので、ご了知ください。

担　当：医療・介護連携グループ
電話　：　082-513-3206
（担当者　勝部）

別紙

外来医療機能に関する圏域協議結果整理表

圏域名：

担当者：

連絡先：

［１］外来医療機能

①　圏域で不足する外来医療機能について

県で行ったアンケート調査結果を参考とし、地域で不足する外来医療機能について、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の６つの項目の中から協議を行い、不足していると考えられる機能を選定してください。

＜参考：現行計画での不足する外来医療機能＞

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	●（検死）
備北	●	●	●		●	●（へき地の医療）

※ 不足する機能に●を付している。

【協議結果】

※ 自圏域について、不足する機能に「●」を付してください。

※ その他は該当欄に具体を記入してください。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島						
広島西						
呉						
広島中央						
尾三						
福山・府中						
備北						

②　新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うことについての申出書提出を求める手続き

外来医師多数区域については、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出が求められておりますが、外来医師多数区域以外の区域においても地域の実情に応じて、同様の手続きを求めることができることとされています。また、新規開業者以外の者についても同様となっています。

ついては、次の各圏域における対応について、区域ごとに地域医療構想調整会議で協議を行ってください。

区域について	新規開業者に対する対応	新規開業者以外への対応（既存の診療所）
外来医師多数区域 （広島、広島西、呉）	従来どおり	△（１）
それ以外の区域 （広島中央、尾三、福山府中・備北）	△（２）	△（３）

※△：各圏域の判断により、検討する項目

【協議結果】

≪外来医師多数区域（広島、広島西、呉）≫

（１）新規開業者以外（既存の診療所）への対応

※ いずれかを選択

	実施する　又は　実施する予定 ⇒実施する場合は開始時期を教えてください：令和●年●月●日～ ※例）新規開業者以外の者に対しても地域で不足する外来医療機能を担うよう求める
	実施しない

≪それ以外区域（広島中央、尾三、福山・府中、備北）≫

（２）新規開業者への対応

※いずれかを選択

	実施する　又は　実施する予定 ⇒新たに実施する場合は開始時期を教えてください：令和●年●月●日～
	実施しない

（３）新規開業者以外（既存の診療所）への対応

※ いずれかを選択

	実施する　又は　実施する予定 ⇒実施する場合は開始時期を教えてください：令和●年●月●日～ ※例）新規開業者以外の者に対しても地域で不足する外来医療機能を担うよう求める
	実施しない

［２］医療機器の共同利用

①　圏域毎の共同利用方針について

医療機器の項目ごと及び圏域ごとに定めることとされています。現行計画と同様でよいか、地域医療構想調整会議で協議を行ってください。

＜参考：現行計画の共同利用の方針＞

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

※尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)は対象となりません。

項目	種別
CT	全てのCT
MRI	全てのMRI
PET	PET及びPET－CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	全てのマンモグラフィ

【協議結果】

※ いずれかを選択（変更する場合、具体の内容を記載）

	現行どおり
	変更する ⇒具体の内容：

②（報告事項）医療機器の稼働状況の報告について

医療機器の稼働状況（保有台数や利用件数等）の報告については、第８次広島県保健医療計画において、国のガイドラインに基づき、次のとおり記載し、外来医療機能報告よる報告に替えることができるものとしていますが、外来機能報告における利用件数等の報告項目が国において検討されており、現時点では整理されていないため、国の対応を踏まえて本県の対応を検討していくこととします。

≪第８次広島県保健医療計画
「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」②医療機器の効率的な活用から抜粋≫

地域の医療資源を可視化する観点から、令和５（2023）年４月１日以降に医療機器を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼働状況について、報告を求めることとします。当該報告は外来機能報告（※後述）による報告をもって替えることができるものとしますが、外来機能報告による確認がとれないものについては、別途報告を求めることとします。